

令和6年度 下半期財政状況を公表します

ID 363539106

市では、皆さんに納めていただいた税金や国・県からの補助金などが、どのように使われているかを知っていただくため、年2回財政状況を公表しています。

今回は令和7年3月31日現在の状況です。

なお、令和7年4月1日～5月31日の2カ月の間で出納を整理したうえで決算を行いますので、今回お知らせする数値は令和6年度決算額とは異なります。

問合せ

一般会計

財政課財政G ☎55-9616

企業会計

上下水道部管理課 ☎55-9728

市民病院管理課 ☎28-5151



一般会計では、当初予算258億円に対し、前年度からの繰越と補正で、最終的に予算額(予算現額)は282億8,476万円となりました。

収入済額は248億6,244万円で、予算現額に対し87.9%の収入率、また、支出済額は232億6,246万円で、予算現額に対し82.2%の執行率となっています。

一般会計および特別会計の状況

会計名	予算現額	収入済額		支出済額		市債残高
		4/1～9/30	10/1～3/31	4/1～9/30	10/1～3/31	
一般会計	282億8,476万円	248億6,244万円		232億6,246万円		152億6,327万円
		121億5,139万円	127億1,105万円	117億3,063万円	115億3,183万円	
国民健康保険	55億7,595万円	47億1,661万円		52億3,289万円		—
		21億4,334万円	25億7,327万円	20億9,571万円	31億3,718万円	
コミュニティ・プラント事業	3,650万円	3,256万円		2,244万円		—
		1,526万円	1,730万円	815万円	1,429万円	
介護保険	59億7,132万円	58億3,682万円		51億7,982万円		—
		25億9,796万円	32億3,886万円	22億7,845万円	29億137万円	
後期高齢者医療	20億4,438万円	15億9,811万円		19億1,816万円		—
		10億653万円	5億9,158万円	7億2,400万円	11億9,416万円	
合計	419億1,291万円	370億4,654万円		356億1,577万円		152億6,327万円
		179億1,448万円	191億3,206万円	168億3,694万円	187億7,883万円	

令和7年3月31日現在の
人口・世帯数
(住民基本台帳)

人口 59,335人

世帯数 27,515世帯

財産の状況

土地	764,249㎡
建物	200,344㎡
有価証券	280万円
債権	1億2,033万円
基金	53億9,925万円

一時借入金

一時借入金	0円
-------	----

皆さんのために使われたお金

1人あたり	39万2,053円
1世帯あたり	84万5,446円

皆さんに負担していただいたお金

市税収入済額	83億8,472万円
1人あたりの負担額	14万1,312円
1世帯あたりの負担額	30万4,733円

令和6年度企業会計

上水道事業予算執行状況

区分		予算額	執行済額	
			4/1～9/30	10/1～3/31
収益的	収入	12億9,207万円	13億1,781万円	
			6億11万円	7億1,770万円
	支出	13億1,590万円	12億5,865万円	
			4億3,205万円	8億2,660万円
資本的	収入	4億7,882万円	3億2,152万円	
			1,412万円	3億740万円
	支出	9億7,810万円	6億9,688万円	
			1億1,846万円	5億7,842万円

下水道事業予算執行状況

区分		予算額	執行済額	
			4/1～9/30	10/1～3/31
収益的	収入	8億261万円	7億7,220万円	
			5億60万円	2億7,160万円
	支出	7億7,728万円	7億4,360万円	
			1億5,562万円	5億8,798万円
資本的	収入	4億3,784万円	3億5,942万円	
			8,589万円	2億7,353万円
	支出	8億3,123万円	7億4,731万円	
			2億3,035万円	5億1,696万円

病院事業予算執行状況

区分		予算額	執行済額	
			4/1～9/30	10/1～3/31
収益的	収入	99億7,099万円	89億1,445万円	
			45億3,038万円	43億8,407万円
	支出	102億9,818万円	95億1,437万円	
			39億1,708万円	55億9,729万円
資本的	収入	11億5,743万円	9億5,433万円	
			6億1,945万円	3億3,488万円
	支出	15億9,536万円	13億6,555万円	
			5億708万円	8億5,847万円

企業会計の財産と企業債の状況

区分		上水道事業	下水道事業	病院事業
財産状況	有形固定資産	82億6,230万円	122億3,692万円	60億2,536万円
	無形固定資産	19万円	12億9,764万円	32万円
	投資その他	0円	37万円	1億1,312万円
	計	82億6,249万円	135億3,493万円	61億3,880万円
企業債の現在高		38億2,846万円	66億894万円	56億9,221万円
一時借入金		0円	0円	0円

介護保険のお知らせ

問合 高齢介護課介護保険G
☎24-1117

介護保険負担限度額認定証の更新

ショートステイや介護保険施設を利用する場合の食費と居住費(滞在費)は、申請により利用者負担が軽減されます。**負担限度額認定証(若草色)**をお持ちの方が引き続き軽減を受けるには、毎年8月末までに申請が必要です。

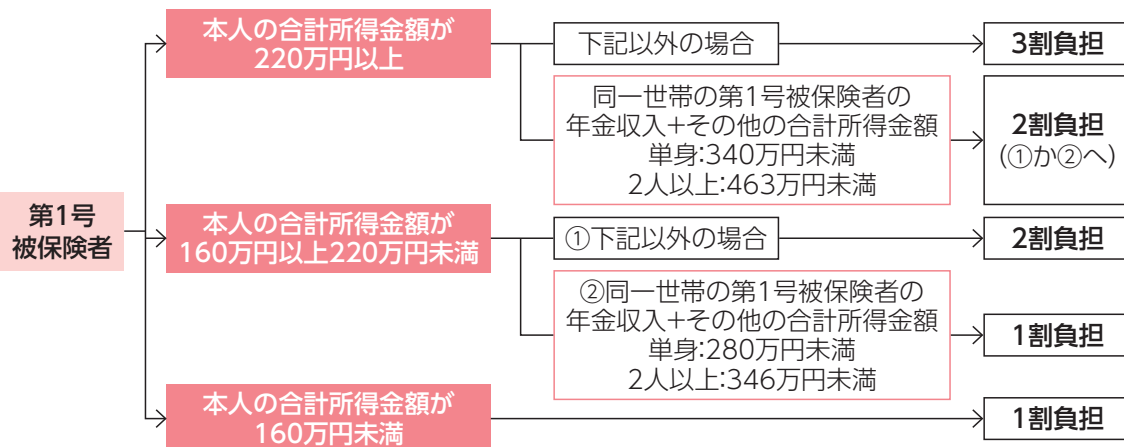
現在負担限度額認定を受けている方には、7月上旬以降に更新申請書を送付します。減額の適用開始期間は8月1日からとなります。申請が遅れると減額を受けられない月が発生する場合がありますので、必ず期間内に手続きをお願いします。 ※申請をしても受給要件に該当しなくなった場合は、負担軽減を受けることができなくなります。

受付 7月1日(火)～8月29日(金)に問い合わせ先へ。

介護保険負担割合証の送付

現在、お持ちの負担割合証(さくら色)の有効期限は7月31日です。8月1日から適用される負担割合証は7月中旬に送付します。ご自身の負担割合については、「介護保険負担割合証」でご確認ください。

負担割合判定フロー



※第2号被保険者、市民税非課税者、生活保護受給者は上記に関わらず1割負担。

後期高齢者医療資格確認書の交付について

問合 保険年金課医療・年金G ☎24-1114

現在お持ちの被保険者証(資格確認書)の有効期限は、7月31日(木)です。8月1日(金)から使用する資格確認書は、7月中旬から下旬にかけて簡易書留郵便で発送します(令和8年7月31日まではマイナ保険証の有無に関わらず、資格確認書を交付します)。転送不要郵便のため、郵便局で転送届を提出されている場合は、転送先へお届けできません。あらかじめ保険年金課で送付先変更の申請手続きをお願いします。

また、今回の更新から、限度額証・減額認定証の送付はありません。現在限度額証・減額認定証をお持ちの方、または自己負担限度額の負担区分が併記された資格確認書をお持ちの方には、資格確認書に負担区分を併記して送付します。

令和7年度の保険料額を通知します

後期高齢者医療保険料額決定通知書は、7月中旬に郵送を予定しています。普通徴収の方には納付書を同封しますので、各金融機関やコンビニ等でお支払いください。



▲8月から使用する
青色の資格確認書(見本)

後期高齢者医療コールセンターの開設について

愛知県後期高齢者医療広域連合では、後期高齢者医療保険料額の算定方法や資格確認書の負担割合等について、コールセンターを開設しています。

開設期間

令和8年3月31日(火)まで(土・日曜日、祝日、年末年始を除く)

※繁忙期の7月12日(土)～8月31日(日)は土・日曜日、祝日も開設

時間 午前8時45分～午後5時15分

☎0570-011-558

※通話料がかかります。



国民年金保険料の免除制度および猶予制度

問合 保険年金課医療・年金G ☎24-1114

国民年金は、所得の減少や失業等で経済的に納付が困難な場合、本人・世帯主・配偶者（納付猶予は、本人と配偶者）の前年所得が一定額以下の場合には申請により、保険料の納付が免除等になります。

手続き

免除周期 毎年7月～翌年6月

受付 令和7年度分…7月から

過去2年間遡及の場合…随時

持ち物

- ・基礎年金番号通知書または年金手帳
- ・令和5年12月31日以降に退職された方は、離職票または雇用保険受給資格者証（1年以上遡及の場合別途必要の場合有）

その他

※免除制度は、毎年申請が必要です。ただし、継続申請希望者で前年に引き続き全額免除・納付猶予に該当した方は申請の必要はありません。

免除・納付猶予の対象となる所得の目安

※所得の種類や控除額などによって、免除に該当しない場合もありますのでご了承ください。

区分	所得の基準
全額免除	(扶養親族等の数+1)×35万円+32万円
4分の3免除	88万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額等
半額免除	128万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額等
4分の1免除	168万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額等
納付猶予	(扶養親族等の数+1)×35万円+32万円

区分	月額保険料	受給資格期間	受け取る年金額の割合		追納期間
			H21.4以降	H21.3以前	
全額免除	0円	算入されます	8分の4	6分の2	10年以内
4分の3免除	4,380円		8分の5	6分の3	※3年度目以降に追納する場合は、当時の保険料額に経過期間に応じた加算額が上乗せされます。
半額免除	8,760円		8分の6	6分の4	
4分の1免除	13,130円		8分の7	6分の5	
納付猶予(50歳未満)	0円		0		

保険料免除・保険料納付猶予制度

※4分の3・半額・4分の1免除に該当した場合、その納付部分を納めないと未納期間になります。

津島市成年後見センターのご案内

成年後見制度とは、知的障がいや精神障がい、認知症などの理由で意思決定能力が十分でない人の「財産」や「権利」を保護するための制度です。津島市成年後見センターでは、成年後見制度を中心に、身寄りのない人の身元保証制度など、利用する人に合った制度を利用者本人や支援者と一緒に考え権利擁護支援を行っていきます。

主な業務内容

相談 成年後見制度を中心に、権利擁護制度の相談をお受けします

利用支援 成年後見の申立て方法や手続きについて支援を行います

広報・啓発 制度に関する情報発信、研修会など啓発活動を行います

連携支援 制度利用後も地域や支援者間で連携できるよう支援します

相談受付時間 午前8時30分～午後5時（土・日曜日、祝日、年末年始を除く）

問合 津島市成年後見センター
（福祉課・高齢介護課内）
☎24-1115（福祉課福祉G）
☎24-1118（高齢介護課長寿福祉G）



国民健康保険に加入している方へ

問合 保険年金課国民健康保険G ☎24-1113

令和7年度国民健康保険税納税通知書(第1～第8期)を7月中旬に発送

世帯主あてに国民健康保険税の納税通知書または決定通知書を送付します。前年中の所得、世帯内の国民健康保険加入者数および加入月数を基に年税額を決定したものです。世帯主が加入していなくても、世帯の中に加入者がいれば、世帯主あてに送付します。

特別徴収について

次のすべてに該当する方は、特別徴収(年金から天引き)による納付方法となります。

- ・世帯主が国民健康保険に加入している
- ・世帯内の国民健康保険加入者全員が65歳以上75歳未満である
- ・年金の年額が18万円以上で、国民健康保険税と介護保険料の合計額が年金額の2分の1を超えない

特別徴収による納付方法を希望しない方は、申請により口座振替による納付方法への変更ができます。

持ち物 国民健康保険の資格確認書等、口座振替を希望する金融機関の通帳および届出印またはキャッシュカード

減免制度について

次のような事情で国民健康保険税を納めることが困難な世帯の方は、申請により国民健康保険税の一部または全部を減免します。

- ・災害により居住する家屋が被害を受けた場合
- ・世帯主および国保加入者の所得が劇的に減少する見込みの場合など

詳しくは、7月中旬送付の国民健康保険税納税通知書に同封する書類をご覧のうえ、ご相談ください。

非自発的失業者の軽減制度について

65歳未満の方が倒産・解雇・雇い止めなどの理由で失業した場合は、申請により国民健康保険税を軽減します。

持ち物 国民健康保険の資格確認書等、雇用保険受給資格者証または雇用保険受給資格通知、個人番号が分かるもの

保険税納付は口座振替で

口座振替は一度の手続きで済み、金融機関等に納めに行く必要がないため大変便利です。

市役所窓口では、キャッシュカードがあれば、その場で申し込みが完了します。

資格確認書・資格情報のお知らせについて

現在お使いの保険証・資格確認書・高齢受給者証は7月31日(木)で有効期限が切れます。

マイナ保険証をお持ちでない方等には、新しい「資格確認書」を簡易書留郵便で7月中旬に届くように発送します。「資格確認書」を医療機関等で提示することで、保険証と同じように受診できます。「資格確認書」が届いたら、住所・氏名などをご確認いただき、記載事項に変更があれば早急に手続きをしてください。

マイナ保険証をお持ちの方には、「資格情報のお知らせ」の通知を普通郵便で7月中旬に発送します。

高齢受給者証の廃止

この度発送分の資格確認書から、資格確認書に自己負担割合を印字するため、70～74歳の国民健康保険加入者に交付している高齢受給者証を廃止しました。8月以降は高齢受給者証の提示が不要となります。

なお、自己負担割合は、令和7年度の市・県民税課税所得金額により決定しているため、所得の増減などにより変更となる場合があります。

有効期限が切れた保険証・資格確認書および高齢受給者証は、個人情報を読み取れないように裁断して破棄するか、問い合わせ先へ返却してください。



7月市民相談

※相談員の都合により相談を休むことがありますので、当日、電話でご確認ください。翌月7日分まで掲載。
※予約制の相談は、受付件数が限られていますので、ご希望の日時に相談できない場合があります。

相談名	日時	場所	問合せ
行政相談	4日、8月1日 午前10時～正午	市役所1階相談室	秘書広報課秘書G ☎24-1123
弁護士相談(要予約)	1、15日、8月5日 午後1時～3時	総合保健福祉センター 2階福祉活動室	社会福祉協議会 ☎25-8411
司法書士相談(要予約)	22日 午後1時～3時	総合保健福祉センター 2階福祉活動室	社会福祉協議会 ☎25-8411
心配ごと相談	9日 午前10時～正午	南文化センター 1階相談室	人権推進課人権同和・男女参画G ☎55-9364
みんなの人権110番	月曜日～金曜日(祝日は除く) 午前8時30分～午後5時15分	法務局・地方法務局および その支局の窓口	☎0570-003-110
高齢者の健康相談	1、8、15、22、29日、8月5日 午後1時～3時	老人福祉センター	☎28-7561
高齢者の健康相談	2、9、16、23、30日、8月6日 午後1時～3時	神島田祖父母の家	☎32-2151
認知症相談	月曜日～金曜日(祝日は除く) 午前10時～午後4時	— (電話相談)	公益社団法人認知症の人と 家族の会愛知県支部 ☎0562-31-1911
家庭児童相談	月曜日～金曜日(祝日は除く) 午前8時30分～午後5時15分	総合保健福祉センター 2階こども家庭センター	☎24-0350
年金相談(要予約)	24日 午前10時～午後3時 予約開始は7月1日午前9時から	市役所1階相談室	保険年金課医療・年金G ☎24-1114
法律相談(要予約)	8日 午後1時～4時	市役所1階相談室	総務デジタル課庶務G ☎55-9606
消費生活相談	月曜日～金曜日(祝日は除く) 午前9時～午後4時30分	海部総合庁舎1階	海部地域消費生活センター ☎23-0150
創業・経営 個別無料相談会 (要予約)	10、16、24日、8月1日 午前9時～午後5時	津島商工会議所相談室	津島商工会議所 ☎28-2800
労働者特別相談・ 勤労者金融相談	月曜日～金曜日(祝日は除く) 午前9時30分～午後4時30分	— (電話相談)	勤労者安心ネットワークセンター ☎0120-81-1505
ファミリー・サポート・センター 移動事務所	17日 午前10時30分～正午	西地区 子育て支援センター	ファミリー・サポート・センター ☎55-7708
手話通訳者設置日	2、3、10、16、23、24、30、31日、 8月6、7日 午前9時～正午、午後1時～4時	市役所福祉課	福祉課福祉G ☎24-1138 ☎24-1115

津島データファイル

人口と世帯 (外国人を含む)	総数……59,234人(-39) 男……29,257人(-19) 女……29,977人(-20) 世帯数……27,563世帯(+29) 6月1日現在、()は前月比
市内の交通事故・犯罪 [4月]	事故発生件数……17件(65件) うち死亡者……0人(1人) 犯罪発生件数……47件(150件) ()は令和7年中の累計
市内の火災	4月……0件(8件) ()は令和7年中の累計
救急車の出動回数	4月……279件(1,294件) ()は令和7年中の累計

今月の市税や料金など

納期限 令和7年7月31日(木)

固定資産税・都市計画税…第2期 国民健康保険税…第1期 介護保険料…第4期 市営・改良住宅家賃、保育所等利用者負担金…7月分 後期高齢者医療保険料…第1期

市税の今後の納期

	8月	9月	10月
市民税・県民税・森林環境税	第2期	—	第3期
固定資産税・都市計画税	—	—	—
国民健康保険税	第2期	第3期	第4期

税や料金の納付には便利な口座振替をご利用ください

水道料金をはじめ、市に対するお支払いの多くにご利用いただけます。

取扱金融機関の窓口にてお申し込みください。

取扱金融機関

いちい信用金庫、三菱UFJ銀行、大垣共立銀行、十六銀行、三十三銀行、あいち銀行、名古屋銀行、東海労働金庫、あいち海部農業協同組合、ゆうちょ銀行(郵便局)